

## 一般社団法人日本卵子学会の役員及び代議員の報酬等に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本卵子学会（以下「法人」という）の定款第5条及び第26条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (報酬の支給)

第2条 当法人は、事業である生殖補助医療管理胚培養士・胚培養士の認定審査にかかわる職務(申請書類の審査および筆記試験、口述試験の審査など)、および胚培養士セミナー当日の運営と講演にかかわる職務の執行の対価として別表に定める額の報酬を支給する。

### (附則)

#### 第3条

この規程を改正する場合には、理事会の議決を得なければならない。

#### 別表

職務の内容	役員、代議員への支給額(法令に定めるところにより控除すべき金額を控除後の金額)
1日相当の職務の執行	45,000円
0.5日相当の職務の執行	22,500円
講演の職務の執行	30,000円

平成29年6月3日改正